

法人税関係平成 22 年度税制改正

1 資本に関する取引等に関する改正

現在、持株会社において経営を行う会社が増えているなか、今までの税制では課税の中立性や公平性等を確保することが難しくなったため、平成22年度の改正において、資本に関する取引等に係る税制の見直しが行われました。れました

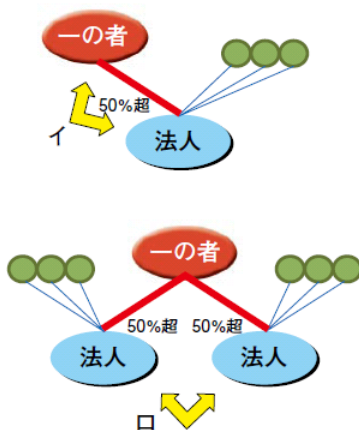
改正内容

100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等
 100%グループ内の法人間の寄附
 100%グループ内の法人間の現物分配
 100%グループ内の法人からの受取配当等の益金不算入（負債利子控除）
 100%グループ内の法人の株式の発行法人への譲渡に係る損益
 大法人の 100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の摘要の見直し
 清算所得課税の廃止等
 連結納税制度

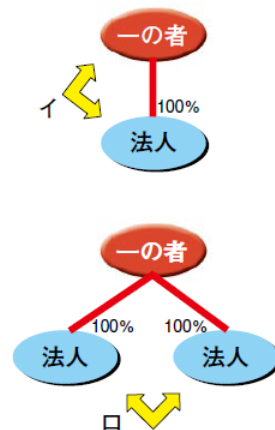
100%グループとは . . . 支配関係と完全支配関係の 2 つがあります。

<支配関係・完全支配関係の例>

(1) 支配関係



(2) 完全支配関係

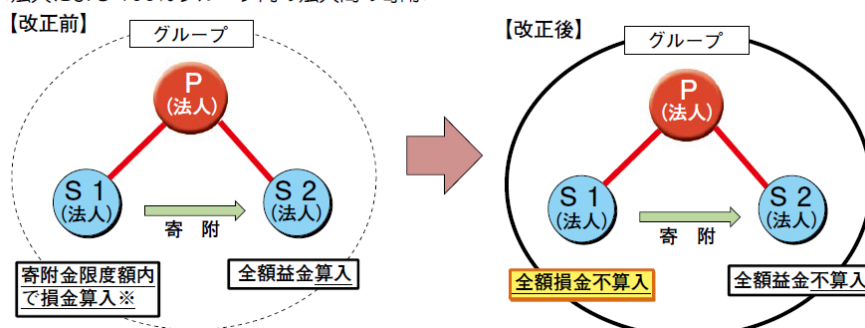


上記 8 つの項目のうち使用する頻度の高い と について次ページに解説をいたします。

100%グループ内の法人間の寄附

内国法人がその内国法人との間に法人による**完全支配関係**がある他の内国法人に対して支出した寄付金の額がある場合には、その全額を損金不算入とするとともに、その他の内国法人が受けた受贈益の額についてその全額を益金不算入とすることとされました。

<法人による 100%グループ内の法人間の寄附>

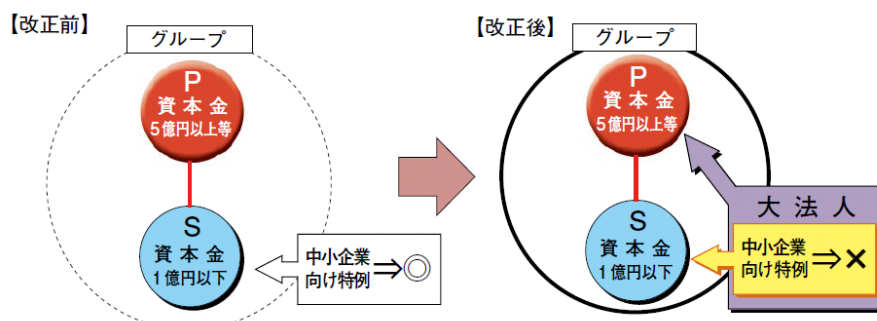


改正前では、実質的に支払法人、受取法人の両方に課税される形（2重計上）になっていましたが、改正後では、支払法人について損金全額不算入とする事によって、受取法人側の益金が不算入となることとなりました。（支払法人分のみ課税される）

大法人の 100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の摘要の見直し

改正前では、その法人の期末資本金が1億円以下であれば下記の項目の措置が受けられましたが、改正後では、完全支配関係がある場合には措置が受けられなくなりました。

<大法人の 100%子法人等に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し>



(1) 軽減税率

所得金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の税率が 18%（通常は 30%）

(2) 特定同族会社の特別税率の不適用

留保金課税が免除されます。

(3) 貸倒引当金の法定繰入率

法定繰入率を乗じて計算した金額とすることが認められています。

(4) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度

年 600 万円以下の部分の 90%相当額を損金とすることができます。

(5) 欠損金の繰戻による還付制度

各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度が適用できます

（国税庁 HP より 担当：長澤）